

カード規定試案の改正について

改正後	改正前
<p>1.(カードの利用) (略)</p> <p>2.(預金機による預金の預入れ) (略)</p> <p>3.(支払機による預金の払戻し) (略)</p> <p>4.(振込機による振込) (略)</p> <p>5.(自動機利用手数料等) (略)</p> <p>6.(代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込) (略)</p> <p>7.(預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い) (略)</p> <p>8.(カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入) (略)</p> <p>9.(カード・暗証の管理等)</p> <p>(1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。<u>当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</u></p> <p>(2) <b>カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。</b></p> <p>(3) <b>カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。</b></p> <p>10.(偽造カード等による払戻し等)</p> <p><b>偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。</b></p>	<p>1.(カードの利用) (略)</p> <p>2.(預金機による預金の預入れ) (略)</p> <p>3.(支払機による預金の払戻し) (略)</p> <p>4.(振込機による振込) (略)</p> <p>5.(自動機利用手数料等) (略)</p> <p>6.(代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込) (略)</p> <p>7.(預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い) (略)</p> <p>8.(カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入) (略)</p>

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

11. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

13. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

14. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

(略)

15. (解約、カードの利用停止等)

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除し

9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) **カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって当行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。**この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) **前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。**なお、この場合にも、すみやかに書面によって当行に届出てください。
- (3) **氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当行に届出てください。**この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

10. (暗証照合等)

- (1) **カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。**
- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたうへは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。
- (3) 当行の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いしました場合にも前項と同様とします。

11. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

(略)

12. (解約、カードの利用停止等)

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認で

ます。

第 16 条に定める規定に違反した場合

預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

**カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合**

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

(略)

17. (規定の適用)

(略)

(注) 規定中ゴシック体により表示した部分は利用者にとって特に重要と思われる事項である。また、アンダーラインを付した部分は銀行によって特に取扱いが異なるとみられる事項である。

以 上

きたときに停止を解除します。

第 13 条に定める規定に違反した場合

預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

(略)

14. (規定の適用)

(略)

(注) 規定中ゴシック体により表示した部分は利用者にとって特に重要と思われる事項である。また、アンダーラインを付した部分は銀行によって特に取扱いが異なるとみられる事項である。

以 上